

評価基準表

評価項目のうち、評価基準の■印の項目は必須項目であり、最低限の要求要件を示している。
この要求要件を満たしていないものは不合格となる。それ以外の□印の項目は加点対象となる要件であり、観点ごとの点数を合算する。

評価項目	評価基準	観点ごとの配点	配点
1. 広報の戦略企画			450
①戦略企画	訴求対象の視点に立った総合的な広報目標が設定された企画であるか。 □ ※これまでに医薬品医療機器総合機構が実施してきた集中広報活動の効果に係る分析が適切にされている。 50 □ ※訴求対象やコンセプトが明確で広報戦略を考慮した企画になっている。 50 ※健康被害救済制度及び医薬品医療機器総合機構の認知・理解に繋がる工夫がなされている。 100		200
②メディアの選択	個別メディアの選択は適切か □ ※訴求対象に効果的に訴求するために、どのメディアを使って、どのような情報を提供するのかといった提案がある。 100 □ メディア間の連携・連動は考慮されているか。 50		150
③創造性、新規性	□ 創造性、新規性において特に評価できる要素はあるか。		100
2. 広報の制作			420
①広報内容の妥当性	訴求内容(訴求ポイント)の選択と表現構成、表現方法は広報目標にあっているか。 ■ ※健康被害救済制度の広報として妥当である。 ※訴求ポイントはすべて盛り込まれている。 ※訴求対象にあった内容になっている。		200
②広報表現	ビジュアルなどは分かりやすく訴求力のあるものになっているか。 ※印象に残るか。 50 ※興味・関心がわくか。 30 □ ※訴求したい内容がきちんと伝わるか。 50 ※(必要に応じ)電話・相談など行動を起こしたくなるか。 30 ※他の人と共有したくなるか。 30 ※他のメディアとの統一が図られているか。 30		220
3. 広報の実施体制等			250
①適格性、妥当性	制作から実施まで責任を持って遂行できる体制(組織、人数)か 制作から実施までのスケジュール設計・管理は適切か ■ PMDAの要請に迅速かつ柔軟に対応できる体制が取れるか。 提案された各広報内容の経費(見積書)は妥当であるか。		200
②知見及び実績	□ 組織として、広報企画・展開の知見と実績を持っているか。 企画・制作担当者は十分な知見と実績を持っているか。		50
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			80
	□ 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)		40
	□ 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)		20
	□ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		20
合計			1200

注) ■印は必須項目